

## 宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
1	第1条	<p>第1条(目的)に関して (目的)の内容は冗長すぎる。簡潔にしてはどうか。「宇治市内の道路整備の推進と自転車の安全利用の啓蒙をはかることをもって、自転車事故を防止し、市民および市内所在者の生命の安全をはかる。」とすればよいのでは。</p>	<p>本条例は、平成23年3月議会に市民から提出された「(仮称)宇治市自転車安心安全条例の制定を求める請願」を考慮し作成しました。請願では、「観光都市としての宇治の特性を考慮されること」等と述べられており、本条例は市民だけでなく自転車を利用する観光客等に対しても自転車の安全な利用を求め、より自転車の利用を促進することを求めました。なお、請願は全会派一致で採択したものです。</p> <p>原案を基本に、より分かりやすくするため、文言を整理します。</p>	
2	第3条	<p>第3条(市の責務)に関して (市の責務)1項、2項、3項の順番を入れ替える。 3項を1項とする。 「1 市は、自転車利用者の安全及び歩行者等の安全を確保するために、狭隘な道路の拡幅、歩道と自転車ゾーン、カーブミラーや信号などの設置、改善など道路環境の整備を行う責務を有する。 市は、道路環境の整備に関する計画を策定し、これを実施する。 市は、自転車利用者および市民の道路環境の整備に関する意見を尊重しなければならない。」とする。 第3条2項は、第7条と合体する。</p>	<p>入れ替えの主旨が不明です。第1項において、本条例を効果的に運用するために、関係条例との整合、財政的な措置を重視しました。また、具体的な整備項目が列挙されていますが、自転車の安全な利用に関する責務が市にあることから、具体的な記述をすると逆に抜け落ちてしまう課題も起こることなどから、あえて規定していません。頂いたご意見は全て実施していく市に責務があると考えます。</p> <p>に関して、道路の整備は、通学路の安全対策等も含め、自転車利用だけにとどまらない一般的な課題でもあり、本条例には規定していません。 に関して、市民の意見を尊重することは当然のことであり規定していません。 に関して、市の責務として重要であると考えます。</p> <p>原案のとおりとします。</p>	

## 宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
3	第4条	<p>第4条(自転車利用者の責務)            自転車利用者は、歩行者と自らの生命を守るために、自転車は車両であることを自覚し、交通ルールを守り、安全に運転する責務を有する。            自転車利用者は、道路の環境整備および自転車の安全利用に関して、市に積極的に意見を述べることに努める。</p>	<p>前半部分に関して、道路交通法、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例その他の法令や条例を遵守することを規定しており、ご意見の趣旨は踏まえていると考えます。            後半部分に関して、「自転車利用者が自転車の安全利用に関して、市に積極的に意見を述べる」ことは自転車利用者と行政との当然の関係であり、「自転車利用者の責務」には馴染まないと考えます。</p>	原案のとおりとします。
4	第6条	<p>第6条(市民の役割)に関して            市民は、自転車の安全利用に関して啓蒙に努め、道路環境の整備や自転車の安全利用に関して、市に積極的に意見を述べることに努める。</p>	<p>「啓蒙」は市民が実施しなければならないことではなく、市の責務であると考えます。            「意見を述べる」については、「市民は行政に意見を言う、行政は市民の意見を尊重する」ことは市民と行政との当然の関係であり、「市民の責務」には馴染まないと考えます。</p>	原案のとおりとします。
5	第7条	<p>第7条(自転車交通安全教育等)に関して            第3条2項は、7条と合体する。            「2 市は、自転車の安全利用に関し、啓蒙の責務を有する」とし、            市は、保育所、幼稚園および小中高校など教育機関において、児童生徒の発達段階に応じて自転車の安全利用に関する教育と啓蒙を行う。            市は、児童生徒の保護者に対して、自転車の安全利用に関する啓蒙を行う。            市は、自転車の安全利用に関して、市民への啓蒙を行う。            市は、自転車の安全利用に関する啓蒙活動の計画を策定し、これを実施する。            市は、教育・啓蒙活動に関して出される児童生徒保護者をはじめ関係者の意見を尊重しなければならない。」とする。</p>	<p>ご意見では、交通安全教育、自転車の安全な利用に関する教育を全て市の責務として規定されていますが、本条例では、市はもちろんですが、教育機関、関係団体等においても自転車の安全利用に関する啓発活動の実施が必要と考えます。</p>	原案のとおりとします。

## 宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
6	第7条	小中高等学校への生徒へのルール説明を頻繁に行う。	ご意見に賛成です。本条例を制定する目的の一つには、自転車の安全な利用に関する啓発活動や安全教育がより促進されることを目指しているものです。	原案のとおりとします。
7		自転車のルールを学ぶには、子どもの頃から正しいルールや走り方をしっかり教育するような制度が必要ではないかと思えます。学校の授業で、自転車のルールなどを先生から学べれば、学年や年齢に応じた知識が身につくと思えます。私の小学生のころにも、警察の人から自転車の交通安全教室を受けた記憶はありますが、それ以降、自転車のルールなど勉強した記憶はなく、免許を取ってからも、自転車のルールはあまりわかりません。子どもに聞いても、交通安全教室もなく、先生からも、あまり話がないように言っていました。		
8		小学校、中学、高校での交通安全教育		
9	その他	自転車のハンドル両方に後から走って来るバイクや自動車の方が見える様に車についている指示器のランプをつけたら良いと思うのです。自転車が右へ廻る時は右のハンドル部分に右のランプ指示をつけて後からランプが見える様にして右へ廻れば後続の車の人も注意して頂けると思えます。		ご意見として伺います。
10	その他	学生自転車通学者のヘルメット着用の義務	今後の検討課題と考えます。	ご意見として伺います。
11	その他	自転車固定傘立て器具販売の禁止		ご意見として伺います。
12	その他	自転車交通取締の強化(社会全体で)と罰則		ご意見として伺います。
13	その他	例 歩道上下り坂でのスピードを出す人も多く有り危なく いつもひやひや 車道上を斜めに横断 特に高校生の2人乗り、傘さし運転 保育園への送り迎えでの幼い子の運転者のひざの上へ 乗せての運転 交差点でも一旦停止をせずしかも携帯電話をよく見かけ ます		ご意見として伺います。

## 宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
14	その他	自転車は車道の「左側通行」を啓蒙し徹底すること。	第7条に安全教育や啓発活動を規定をしています。	原案のとおりとします。
15	その他	チラシ・ポスターの掲示、市内公共施設・学校・自治会掲示板などへ徹底する。		ご意見として伺います。
16	その他	市内小売店へのポスター掲示。主婦への啓蒙を徹底する。		ご意見として伺います。
17	その他	警察官が道路に於いて、徹底指導・警告する。		ご意見として伺います。
18	その他	早く啓蒙・指導をよろしく願います、旧街道の京阪三室戸駅周辺の道路は現在特に危険である。		ご意見として伺います。
19	その他	<p>自転車利用者で、出来る限り法律に則って運転したいと思っておりますが、基本的にウインカーもブレーキランプもバックミラーもない自転車に、車と同じ規律をあてはめるのには無理があると感じています。</p> <p>例えば、右折したいとき、そこが交差点であろうがなかろうが、また進行方向の信号が青であったとしても、いったん止まらなくてはいけない訳ですが、はっきりと自分の意思表示をする方法がなく、また後方の確認もしにくいいため、車道にいるととても不安です。</p> <p>特に、同じような場所を走行するバイクが後方にいたりすると、自分が停止したところに突っ込んでくるのではないかと...</p> <p>それを考えると、自分と走行するスピードが同等か、もしくは遅い歩行者や自転車しかいない歩道を走る方が安心と言うのが本音です。</p> <p>手信号や、過度の後方確認(振り向き)は走行が不安定になり、それ自体が危険ですし、自転車を押して歩く時もありますが、狭い歩道では幅を取って逆に迷惑になっていると感じることが多いです。</p>		ご意見として伺います。
20	その他	単純に自転車で走るには恐ろしい車道が宇治にもたくさんあると感じています。こちらの改善が自転車の規制には必須ではないでしょうか。	第3条第3項に自転車に係る利用環境の整備を規定をしています。	原案のとおりとします。

## 宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
21	その他	<p>もちろん、危険な自転車の運転については何らかの縛りが必要かとは思いますが、一括して厳しい規制を付してしまっ ては、自転車の利便性が著しく損なわれてしまうと思いま す。 環境に与える影響や、エネルギー問題を考える上でも、車 の利用より自転車の利用が望ましいのは間違いのないところ なので、この辺の事情を鑑みて頂いた上で条例案を考えて 頂きたいと切に望みます。</p>	<p>本条例は、厳しい規制を定めるものではなく、 関係者の責務等を努力義務として定めておりま す。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
22	その他	<p>わたくし個人としては、さらに安全な運転を心がけていき たいと思います。 以上、宜しくお願いします。</p>	<p>ありがとうございます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
23	その他	<p>宇治市の自転車条例は、賛成です。</p>	<p>ありがとうございます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
24	その他	<p>私は、中学生の母親ですが、近くには駅、学校、スーパーな どが多く、自転車を利用される人や学生が多いのですが、 マナーが悪く、ルールを無視して走る人もいて「ヒヤッ」と することも多く、いつ事故が起きてもおかしくない状況です。</p>		<p>ご意見として伺います。</p>
25	その他	<p>最近、東京で自転車の条例を作るとのニュースを見ました。 中でも気になったのが、自転車のナンバープレートの事で、 私も賛成です。 自転車は、免許もいらず、気軽な乗り物で、誰がどの自転 車に乗っても自由な分、個人の責任感がないように思いま す。 ナンバープレートを付けるルールが出来れば、子供たちを 含めて自転車の持ち主の責任感が高まり、ルールを守り、 自転車を大事にするとしますしそのことが、自転車の放 置や不法投棄が無くなることになると思います。</p>	<p>実施機関も含め、今後の検討課題と考えます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
26	その他	<p>せっかく条例を作られるのでしたら、子供にも大人にも市民 全員に、判り易く、効果のある内容にしてほしいと思いま す。 良い条例が出来ますよう頑張って下さい。</p>	<p>ありがとうございます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>

## 宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
27	その他	<p>現在、市民は元より、学校に於いて、警察による安全指導がなされているのかお伺いします。  「人は右、車は左、対面交通を守りましょう」これは50余年前の小学生時代からかかげられていた標語で今なお口について出ます。  当時、全校生徒が校庭に集まり警察官による「自転車の安全教育」を受けたものです。当時習った「手指示器」の出し方ですが、今でも70代前後の男性が使っておられるのを時折見かけます。心温まる思いでホッといたします。</p>	<p>小学校では、交通安全教室が実施されています。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
28	その他	<p>路側帯が引かれるようになって「人は右・車は左」が死語になった気がいたします。路側帯が片側であろうと両側であろうと関係ない状態ですから。路側帯も良し悪しです。そのため白線がない所で、右を歩くという常識は育ちません。自転車は左というルールがわかっていない大人、子供が多すぎます。  (路側帯に玄関が面している家(店)がわがもの顔で白線内に駐車しているあきれた人が多いのも事実です。白線が歩行者の保護になり兼ね危険です。)</p>		<p>ご意見として伺います。</p>
29	その他	<p>①「自転車安全運転証」の発行  ②安全講習の義務化  以上、①②の条例化をぜひお願いしたいです。  子供の頃安全教育を受けた「手指示器」です。  自転車の交差点の進み方もわからない人が多過ぎるという  か知らない人がほとんどかも知れません。</p>	<p>① 今後の検討課題と考えます。  ② 第7条に安全教育を規定をしています。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
30	その他	<p>現代は車のドライバーさえ指示器を出せない(出さない)人が多過ぎて、そんな人たちが、子供を教育出来るのか疑問です。だからこそ、子供の頃からの自転車の安全ルール、講習の義務化は必須と考えます。猛スピードの飛び出しも多過ぎます。</p>	<p>第7条に安全教育や啓発活動を規定をしています。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>

## 宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
31	その他	<p>そもそも条例を制定するにはしかるべき理由があつてのことと考えられる。自転車の利用に関して、宇治市内でいかなる状況が生じているのか、そのためにいかなる対策が必要なのか、その対策を行うためにいかなる法的根拠として条例の制定が必要であるのかが総合的に検討されなければならない。</p> <p>これ等の検討に要する根拠データが開示されてない中で市民意見の募集は丁寧さが無いと言わなければならない。自転車事故の防止は、道路環境の整備改善の促進と自転車利用者の安全利用の啓蒙につきて考える。</p>	<p>条例素案の作成にあつたては、自転車の事故の状況等データを総合的に検討しています。丁寧さが無いとのご指摘にはお詫びいたします。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>

宇治市自転車の安全利用を促進する条例に関するものに限って回答させていただきましたが、貴重なご意見をたくさんいただいたことに感謝いたします。